

## 第 32 回 全日本社会人馬術選手権大会シリーズ ドレスサージュ 実施要綱

### 1. 開催日及び開催地

#### 全日本社会人馬術選手権大会 スプリング ドレスサージュ

開催日：平成 25 年 6 月 8 日(土)

開催地：馬術苑 中島トニアシュタール

茨城県東茨城郡茨城町大戸 738 TEL 029-292-6753

#### 全日本社会人馬術選手権大会 オータム ドレスサージュ

開催日：平成 25 年 11 月 9 日(土)

開催地：(財) 山梨県馬事振興センター 山梨県馬術競技場

山梨県北杜市小淵沢町 10060-3 TEL 0551-36-3945

#### 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル ドレスサージュ

開催日：平成 26 年 3 月 22 日(土)~23 日(日)(予定)

開催地：JRA 馬事公苑 (予定)

東京都世田谷区上用賀 2-1-1 TEL 03-3429-5101

### 2. 出場資格

- (1) 日本社会人団体馬術連盟の会員団体及び準会員団体に所属する者
- (2) 日本社会人団体連盟馬術技能資格 A 及び B、B'の当該年度資格登録者

### 3. 全日本社会人馬術選手権大会 スプリング・オータムについて

#### (1) エントリー

エントリーに空きがある場合、スプリングおよびオータムの両大会へエントリーできる。ただし、スプリングにおいてファイナル出場権を獲得した場合、オータムにおいてファイナル出場権を得ることはできない。この場合、(6)における繰り上げに従って出場権を付与する。

#### (2) 競技種目

日本馬術連盟制定 馬場馬術運動課目 第 3 課目 2009B

#### (3) 乗馬

日本社会人団体馬術連盟が用意する貸与馬による。

#### (4) 競技方法

- 競技規定は、国際馬術連盟馬場馬術競技会規程第 24 版及び日本馬術連盟競技会規程 第 25 版を採用する。
  - 参考：日本馬術連盟「馬場馬術競技会における保護用ヘッドギアの着用義務付けについて」  
<http://www.equitation-japan.com/index.php?menuindex=posts&cat=33&pg=1&pn=5221#5221>
- 使用予定馬が故障などにより使用不能となった場合、競技前・途中の如何を問わず、

予備馬による再演技を行なう。

- 選手を1ブロック3~4名からなるブロックA~Hに分け各ブロック毎に与えられた馬2頭に騎乗し、その2鞍の得点合計により順位を決定する。ブロックの数はエントリーの数により変動し、最大8ブロックとする。
- スプリング及びオータムの各大会の表彰はブロックに関係なく総合順位で行う。

(5) 順位の決定

- ① 総得点と同じ場合は全審査員の総合観察得点合計の高い者を上位とする。
- ② ①で決まらない場合は審査員Cの総合観察得点合計の高い者を上位とする。
- ③ ②で決まらない場合は1鞍の最も高い得点の者を上位とする。
- ④ ③で決まらない場合は抽選とする。

(6) 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル 出場権

各ブロックの上位1名が全日本社会人馬術選手権大会 ファイナルへの出場権を得る。ブロック数が8ブロックに満たない場合、総合順位の上位の選手から順に出場権を割り当て、スプリング・オータム共に8名の選手が出場権を得るものとする。

ブロック1位の選手が欠場となった場合、同一ブロック2位の選手を繰り上げる。同一ブロック2位の選手も欠場の場合、それ以上の繰上げは行わず、総合順位の上位者を充てる。

4. 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナルについて

(1) 出場人数および資格

- スプリング及びオータム各ブロック上位選手 16名

(2) 競技種目

1回戦: 日本馬術連盟制定 馬場馬術運動課目 L1 課目 2013

決勝: 日本馬術連盟制定 馬場馬術運動課目 L2 課目 2013

(3) 乗馬

日本社会人団体馬術連盟が用意する貸与馬。

(4) シード権の獲得

ファイナル優勝者および準優勝者は、次年度に開催される第33回全日本社会人馬術選手権大会シリーズのシード権を得る(優勝者: スプリング シード権、準優勝者: オータム シード権)。シード権を得た選手は、同シリーズの開催通知後、エントリー締切までにシード権の行使を宣言することで、シード選手となる。シード権の行使を宣言しない場合、一般の選手と同様に同シリーズにエントリーすることができる。シード権獲得選手がシード権を行使しない場合のシード権の繰り上げなどは行わない。

(5) 団体戦(団体表彰)

2名以上の選手が出場する正会員団体が3団体以上ある場合、それらの団体について団体表彰を行う。団体順位は、各団体の1回戦の成績上位2名の成績によって決定する。

(6) その他

詳細については別途通知する。

## 5. その他

- (1) 参加者・馬取扱者・観覧者の事故疾病について、主催者は応急処置をするが、その責は負わない。また何らかの傷害保険に加入していること。
- (2) 出場選手の技術の向上、事故防止に心がけること。危険防止の観点から、主催者及び審判団の協議に基づき改善を指導する場合がある。
- (3) 拍車は、丸拍又は棒拍とし、審判長の指示により着用を認めない場合がある。
- (4) 出場者数及び馬匹その他の理由により、やむを得ず要綱及び日程等の一部を変更して実施する場合がある(競技の詳細などについては、当日の打合わせにおいて説明する)。

## 第 32 回 全日本社会人馬術選手権大会シリーズ ジャンピング 実施要綱

### 1. 開催日及び開催地

#### 全日本社会人馬術選手権大会 スプリング ジャンピング

開催日：平成 25 年 6 月 9 日(日)

開催地：馬術苑 中島トニアシュタール

茨城県東茨城郡茨城町大戸 738 TEL 029-292-6753

#### 全日本社会人馬術選手権大会 オータム ジャンピング

開催日：平成 25 年 11 月 10 日(日)

開催地：(財) 山梨県馬事振興センター 山梨県馬術競技場

山梨県北杜市小淵沢町 10060-3 TEL 0551-36-3945

#### 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル ジャンピング

開催日：平成 26 年 3 月 22 日(土)~23 日(日)(予定)

開催地：JRA 馬事公苑 (予定)

東京都世田谷区上用賀 2-1-1 TEL 03-3429-5101

### 2. 出場資格

- (1) 日本社会人団体馬術連盟の会員団体及び準会員団体に所属する者
- (2) 日本社会人団体連盟馬術技能資格 A 及び B の当該年度資格登録者

### 3. 全日本社会人馬術選手権大会 スプリング・オータムについて

#### (1) エントリー

エントリーに空きがある場合、スプリングおよびオータムの両大会へエントリーできる。ただし、スプリングにおいてファイナル出場権を獲得した場合、オータムにおいてファイナル出場権を得ることはできない。この場合、(6)における繰り上げに従って出場権を付与する。

#### (2) 競技種目

障害飛越競技 (高さ 100cm まで)

#### (3) 乗馬

日本社会人団体馬術連盟が用意する貸与馬による。

#### (4) 競技方法

- 競技規定は、国際馬術連盟障害飛越競技会規程 第 24 版及び日本馬術連盟競技会規程 第 25 年度版、国民体育大会馬術競技規程(第 68 回)(失権者の減点算出法)を採用する。2 反抗失権、基準タイムおよび早着減点の設定など一部ローカルルールを採用する。
- 使用予定馬が故障などにより使用不能となった場合、競技前・途中の如何を問わず、予備馬による再走行を行なう。
- 選手を 3~4 名からなるブロックに分け、ブロック毎に与えられた馬 2 頭に騎乗し、その 2

鞍の合計得点により順位を決定する。ブロックの数はエントリーの数により変動し、最大 8 ブロックとする。

- スプリング及びオータムの各大会の表彰はブロックに関係なく総合順位で行う。

(5) 順位の決定

- ① 減点合計が少ない者を上位とする。
- ② 減点合計が同点の場合は、各走行タイムの基準タイムとの差の絶対値合計の少ない者を上位とする。
- ③ ①②で決まらない場合は、減点 0 の多い者を上位とする。
- ④ 以上で決まらない場合は、抽選とする。

(6) 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル 出場権

各ブロックの上位 1 名が全日本社会人馬術選手権大会 ファイナルへの出場権を得る。ブロック数が 8 ブロックに満たない場合、総合順位の上位の選手から順に出場権を割り当て、スプリング・オータム共に 8 名の選手が出場権を得るものとする。

ブロック 1 位の選手が欠場となった場合、同一ブロック 2 位の選手を繰り上げる。同一ブロック 2 位の選手も欠場の場合、それ以上の繰上げは行わず、総合順位の上位者を充てる。

4. 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナルについて

(1) 出場人数

スプリング、オータム各ブロック上位選手 16 名

(2) 競技種目

障害飛越競技 (高さ 110cm まで)

(3) 乗馬

日本社会人団体馬術連盟が用意する貸与馬。

(4) シード権の獲得

ファイナル優勝者および準優勝者は、次年度に開催される第 33 回 全日本社会人馬術選手権大会シリーズのシード権を得る(優勝者: スプリング シード権、準優勝者: オータム シード権)。シード権を得た選手は、同シリーズの開催通知後、エントリー締切までにシード権の行使を宣言することで、シード選手となる。シード権の行使を宣言しない場合、一般の選手と同様に同シリーズにエントリーすることができる。シード権獲得選手がシード権を行使しない場合のシード権の繰り上げなどは行わない。

(5) その他

詳細については別途通知する。

5. その他

- (1) 参加者・馬取扱者・観覧者の事故疾病について、主催者は応急処置をするが、その責は負わない。また何らかの傷害保険に加入していること。
- (2) 出場選手の技術の向上、事故防止に心がけること。危険防止の観点から、主催者及び審

判団の協議に基づき改善を指導する場合がある。

- (3) 拍車は、丸拍又は棒拍とし、審判長の指示により着用を認めない場合がある。
- (4) 出場者数及び馬匹その他の理由により、やむを得ず要綱及び日程等の一部を変更して実施する場合がある(競技の詳細などについては、当日の打合わせにおいて説明する)。
- (5) 準備運動場における飛越回数オーバーは失権、逆標旗飛越はその都度罰金 3 万円を課す。